

令和 6 年（2024 年）3 月 29 日

関係指定障害児通所支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

## 障害児通所支援における強度行動障害児支援加算の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度報酬改定により、放課後等デイサービスにおいて、強度行動障害児支援加算（Ⅱ）が創設されました。また、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援においては、強度行動障害児支援加算が創設されました。

つきましては、これに伴う本市の対応を下記のとおりといたしますので、通知いたします。関係職員に御周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 強度行動障害児支援加算の概要

- 放課後等デイサービスにおいて、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障がいをもつ児童に対し、支援計画を作成し当該計画に基づいて支援を行った場合に、1 日につき所定単位を加算する。
- 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障がいをもつ児童に対し、支援計画を作成し強度行動障害支援者養成研修を修了した職員が当該計画に基づいて支援を行った場合に、1 日につき所定単位を加算する。

#### 2 強度行動障害児支援加算の対象者要件

強度の行動障がいをもっており、一定の要件に当てはまる児童

### 3 加算対象者の確認方法

#### (1) 放課後等デイサービス

ア 区保健福祉部は、強度行動障害児支援加算（Ⅱ）の要件を満たす児童について、通所支援受給者証（以下「受給者証」という。）に「強度行動Ⅱ」と記載し、保護者に交付する。

イ 事業所は、保護者から受給者証の提示を受け、「強度行動Ⅱ」と記載されていることを確認する。

#### (2) 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

ア 区保健福祉部は、強度行動障害児支援加算の要件を満たす児童について、通所支援受給者証（以下「受給者証」という。）に「強度行動」と記載し、保護者に交付する。

イ 事業所は、保護者から受給者証の提示を受け、「強度行動」と記載されていることを確認する。

### 4 留意事項

本加算については、一定の体制を満たしている場合でなければ算定することができません。詳細は厚生労働省告示等を御確認ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市障がい福祉課 給付管理係

TEL011-211-2938 Fax011-218-5181

E-mail : [sapporo\\_jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp)

【体制届の提出・記載に関する問合せ先】

札幌市障がい福祉課 事業者指定担当係

E-mail : [jigyousyasitei@city.sapporo.jp](mailto:jigyousyasitei@city.sapporo.jp)